

第十九回国会 建設委員會議録 第十九号

昭和二十九年四月十日(土曜日)
午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事員 安吉君 理事員 山三男君

理事員 中角榮君 理事員 志村 茂治君

理事員 細野三千雄君

理事員 逢澤 寛君

理事員 高木 松吉君 理事員 高田 弥市君

理事員 仲川房次郎君 理事員 松崎 朝治君

理事員 村瀬 宜親君 理事員 三鍋 義三君

理事員 安平 鹿一君 理事員 山田 長司君

理事員 菊川 忠雄君 理事員 佐竹 新市君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設事務官 瀧江 操一君

(建設局長)

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

四月九日委員濱地文平君辭任につき、その補欠として山田彌一君が議長の名で委員に選任された。
同月十日委員安平鹿一君辭任につき、その補欠として山田長司君が議長の名で委員に選任された。

四月九日

黒川筋助成工事促進に関する請願

(小林進君紹介)(第四三〇三三三)

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願(久野忠治君紹介)(第四三三三三三)

同(辻寛一君紹介)(第四三三三三三)

小鹿野町、荒川村間の道路を県道に編入の請願(荒船清十郎君紹介)(第四三三三三三)

寺村橋梁養えの請願(長野長廣君紹介)(第四三三三三三)

木曾川下流改修工事促進に関する請願(佐藤顯次郎君紹介)(第四三三三三三)

鍋田川せき留工事施行に関する請願(佐藤顯次郎君紹介)(第四三三三三三)

の審査を本委員会に付託された。

同日

過年度災害復旧促進に関する陳情書(長崎県町村議会議長長浦口淳一)(第二七三三三三)

災害復旧対策の計画的遂行に関する陳情書(京都府議会議長北村平三郎)(第二七三三三三)

河川法改正に関する陳情書(岐阜県議会議長松野幸泰)(第二七三三三三)

大阪府河内村水越川の災害復旧補助金交付に関する陳情書(大阪府河内郡河内村長上野朗)(第二七三三三三)

土地区画整理法案及び土地区画整理法施行法案の両案を一括して議題とし、前会に引続き質疑を続行いたしました。村瀬宜親君。
○村瀬委員 逐条的に疑問の点をたゞして参りたいのでありますが、その前提として、本法の提案理由の說明にお述べになつた事項につきまゝ、概括的なお尋ねから始めたいと思ふのであります。
従来特別都市計画法によりまして、戦災都市がこれらの区画整理、都市街路の建設に當つて参つたのであります。が、それに対しては、相當の障害が、それにかつて参つたのであります。今この土地区画整理法一本にまゝとしますにあたりまして、提案理由の說明には、五項目にわたつてその主要なる点の說明があつたのであります。特に従来戦災都市の復旧にあたりまして、代執行その他の問題について壁にぶち當つておりました種々の点は、今回の土地区画整理法によつてどのようか、まずそれらから伺つて参りたいのであります。

○松江政府委員 ただいま御指摘になりました土地区画整理をやる場合においては、権利者の保護は一面かかつておるわけでありまして、しかし計画を最終的に実行する際、すなわち換地処分を実行する際における建築物移転という問題は、当然区画整理の一つの山になつて参るわけでございます。それに対する従来の手続は、御承知のよう

に代執行方式をとつております。すなわち特別都市計画法の十五條の規定に基づきまして、移転、立のき命令を一応執行者から出す。それに應じない場合においては、代執行の一般的規定に基づいて執行者が代執行を求めるといふ方法がない、こういう形に間接的になつておつたわけでありまして、今回の規定におきましては、七十七條にこの点を規定しております。すなわち執行者は、一つの条件、すなわち仮換地の指定をした場合、あるいは従前の宅地における使用、収益を停止させる措置をとつた場合、あるいは公共施設の變更ないしは廃止に関する工事を施行しなければならぬ、かような場合におきましては、これを直接執行することとができます旨を規定いたしておるわけでありまして、かような意味におきまして、従前取扱われておりました代執行方式を、施行の上では一歩前進させた結果に相なつておるわけでありまして、

○村瀬委員 従来、代執行にあたりましては、ただちにその関係者は、この代執行停止の訴訟等を起こしまして、裁判を用いずして仮決定が行われるというこのために、市町村等において、まつたく方法のなくなつた場合が多かつたのであります。ただいまの御答弁によりまして、代執行のかわりに七十七條で直接執行ができるということでありまして、それが市町村長または知事等の認可がありました場合には、いわゆる強権の発動といひますか、本人がどう言おうとこう言おうと、大工を連れて来てその家がある期間を定めて立ちのましてしまふ、そういう方法で進んで行く方針だと思つしやるのでございませうか。

○松江政府委員 もちろんこれは七十七條にも規定してありますように、抜打ち的ということではありませんが、執行者については所有者、占有者に対する一定の期限を付した移転、除却の意思ありやないやということの確認を一応求めて、その上で、それによる期限までの具体的な措置がない場合に、所有者、占有者に処置がとれない場合に手段をとる、こういうことになつておるわけでありまして、

○村瀬委員 これはここで口で申しますと、いかにも簡単であります。右側のかどにあつた、それを換地その他いろいろ／＼な關係で左側のかどに持つて行く、その道は両方とも非常に広がつて、現在店舗のある場所は道になつてしまふ、こういう場合は至るところに出て参ります。そういういたしますと、左側のかどであつたのだから、左側から順々にずらして、ずつと換地をきめようというふうなことを関係者はよく申すのであります。ところがいろいろ／＼な換地の實際の運用面から行きますと、順々にずらすということは不可能だといふ場合が多い。従つてかりに本町一丁目の右側のかども左側のかども、大体において會議の結果、審議會等で同様だと判定をいたしました、左のかど

に行つてくれ、これは一人がきめたのじやない、関係者全部が寄つてきめたのだから、こういう結論が一応出たとする、そういうことはたび／＼あります。ところが本人はがんとして、それは違う、それは不可能にかからず、右のかどにあつたのだから、どうしても右のかどに置いてくれ、こういうふうな議論が必ず起るのであります。そういう場合に、たゞいまの御説明によりますと、一定の期間を置けば――

――今までは裁判によつていゝゆる代執行をやつておつたのであるが、今度はその施行者が直接執行で、ある期間を置けば、本人がどう言おうとどう言おうと、そのかどはとりこわしてしまふ、こういうことに切りかえたのでございませうか。

○渋谷政府委員 たゞいまの御質問の中で、設例としてあげられた問題点は二つあるわけでございます。一つは、換地処分そのものに對して、当該土地権利者が一応同意をしていないという前に立つておるわけでありませう。しかして、なお、それに対して具体的な換地決定があつたけれども、立ちのき命令に應ずるわけに行かない、こういう立場に立つた場合であります。私どもは先ほど来申し上げた点は、一応換地計画には同意をしておるけれども、具体的な立ちのきの時期、立ちのき命令そのものに對する話し合いには応じがたいという場合が、一応想像されるわけでありませう。かかる場合における措置としては、今申し上げた七十七条の直接執行ということ、私は解決せらるべきものだといふふうに考えます。つまり仮換地そのものに對する異議が、権利者の間に對してある。施行者の立

てた仮換地処分ないしは換地処分そのものに對して異議がある場合におきましては、これはその問題をまず確定する必要があるのではなからうか。さういふ解決をはかつた上において、今の直接執行の問題に移る、かように考えておるわけでございます。

○村瀬委員 そういたしますと、また一番最初のお尋ねに返つて来るわけでありませうが、従来の特別都市計画法、つまり戦災都市復興整備にあたりました方法と、今回のこの土地区画整理法による方法は、質的に違ふものになつたのでございませうか。たとえば、前はいゝゆる戦災都市を早く復旧しなければならぬから、いゝゆる特別都市計画法――それのもことになるのは例の耕地整理組合法であります。それに基いて、たゞいま本人が個人々々には、かりに地主が承諾しない場合がある、あるいはその上に建てておる借地権者が承諾しない場合も多々あつたのであります。その都市計画全体の運営のために、それ／＼の機關にはかつて、一、二人の人の不平不満は、いゝゆる全体の會議によつて処理を進めておつたのであります。ところが、今の御答弁によりますと、もと／＼換地計画に不服な者があつたならば、土地区画整理というものは、もと／＼できないのである、何もかも全部得心した者が土地区画整理をやるのだ。こういうことになりませうならば、かつての都市計画法によつてやつた都市の整備復旧、区画整理というものと、今回のものと、全然質が違つて来るのであります。が、さういふ質が違つたのであります。

十分な点がありましたが、たゞいま私の答弁で申し上げた点は、これは仮換地処分の場合を申し上げたわけなのでございませう。すなわち、御質問にありましたように、順次換地処分をすべき予定地を次々と移して行くといふ一つの手續をふんでやる場合でございませうから、当然仮換地処分をもつて始まる、こういうふうな考えられるわけでありませう。今御質問になりました点は、質的には私どもは換地処分そのものの立て方についての従来の行き方と、今回の法案との關係においては、かわつていないといふふうに考えております。すなわち、関係権利者の同意があつた場合には、これは換地計画としては最終的に決定される。そのほか個々の処分についての換地上の争ひといふものは、換地計画でもつて、すでに全体會議できめられた以上は、それをもつて実行に移す。この点については従来とかかりは、いゝゆるいゝゆるに考へておりました。ただ、今御設例になつた点は、個々の仮換地の指定の問題に關連する問題だと思ひますので、その点に關しましては、一応仮換地の指定するものに対する争ひといふものは、これは別途解決をしなければいけない、こういうふうな考へて申し上げたわけでございます。

○村瀬委員 どうも徹底をしないのです、みんなが一応換地を全部承諾をしたのなら、何も議論はないのであります。しかし、そういう都市計画、区画整理というものは、容易にできることではありませう。やはり一、二の不平があつても、都市全体の衛生、交通、美観、保安、産業、そういう点から区画整理といふものは当然行ふべきであつて、現に戦災都市百十五でありましたかは、相当強権を働かしてやつて来たのであります。でありますから、そういうことは特別都市計画法を廢止いたしましたからやれなくなつたのか、そうでなく、やはりこれでやれるのか、質的な変化があつたか、たゞいま。今日の区画整理法では、最初から全部が一人残らず異議を申さないで、どこへかわられてもいいのか、あるいは自分のかえられるところをまず知つて、そしてこの区画整理が行われるものか。今までの戦災都市は、決してそんなことをやつたのではないのであります。自分の土地をどこへ持つて行かれるかわかりませう。わかりませんが、区画整理委員等を市會議員を選ぶように選んで――市會議員は大事でないと思つて、いゝかげんに選んで困つたところがあるものであります。が、その委員會がきめれば、こんなひどいところへ持つて行かれては困ると言つても、どうにもできなかつたのであります。そこで代執行の問題、裁判の問題が起つて、にちもさつちもならぬといふことが至るところに起つたのであります。が、そういうことが起るのか起らぬのかといふことを、私は聞いておるのであります。

○渋谷政府委員 結論的に申し上げますと、従来の戦災復興等に行われておつた土地区画整理事業方式と同じ方法でもつて、今回の場合も、この新法がかりに施行になりました場合について、従来と何らかわらなく事業執行面については行われるといふことになつております。ただこの法案の上では、提案理由の説明の際に申し上げたかと思ひますが、利害関係者の権利保護については、従前より手續は厚くいたしておりました。すなわち事業計画の場合におきましても、あるいは換地計画の場合におきましても、これは一定の縦覧期間を通じて、権利者からの関係書類を審査し処理しまして、最終的に都市計画審議會なりあるいは区画整理審議會にそれ／＼かけて決定をする、こういう運びをいたしておりましたので、その点につきましては、従前よりも権利者の保護の面においては厚くした、こういう關係に相なつております。

○村瀬委員 仮換地計画が立つて、許可を要するものは許可があつて、それそれ通知をいたします。そうすると、不服者があつて、出るとお考えになりますか、私は出ることもあると考へます。その場合にはどうするのであります。

○渋谷政府委員 たゞいまお話のような異議、不服、これはあり得ると思ひますが、この法律といたしましては、七十七条によつて、さういふ場合においては、一旦きめた仮換地指定については、それをそのまま直接執行の方法によつて実行に移す、こういう規定をとつておるのであります。

○村瀬委員 そういたしますと、従来は代執行を市町村等がやつたわけでありませうが、今回はさうでなしに、直接執行をやる。代執行をやる場合には、裁判所がそれをやるわけでありませう。さうするとさらに今度はその仮換分といふのであります。さうしてその代執行が停止を命ぜられておつたものなのであります。さういたしますと、その一

この問題については、私は一昨年の当委員会でありましたか、大橋武夫氏が法務総裁の時代に、ずいぶん長きにわたつてこれをこゝで議論をし合つたのであります。それを私はこゝでは繰返しません。ところが今度は、今の御答弁によりますと、その代執行という制度はなくなつて、直接執行ということになりますと、今までは代執行停止の訴訟を起すことのできた関係者は、大工が来て家をこわしているのを、指をくわえて見ているよりほかに道はない、こういふことになつたわけでございますか。

○ 浪江政府委員 法律的にかなりむづかしい問題になりますが、お話の通り、従前の手続においては、つまり裁判所が代執行の権限を持つ場合において、それをすべきか、すべからざるかという裁量の範囲がそこに加わる、こういうわけであります。今度の場合におきましては、直接執行——施行者のみずから判断し、みずから施行する、こういう形になって来るわけでありまゝす。そこで先ほど申し上げましたように、しからばこの執行自体について異議を持つ関係者というものは、どういう立場をとり得るか、こういうことになるわけであります。私どもの考えでは、さような関係においては、私どもこの法律の上では明瞭な規定をいたしておりませんけれども、仮換地処分——一種の行政処分に相当するわけでございますが、仮換地処分に対する異議の申立というような訴訟を提起することによって、権利者の主張を裁判所が判定してもらうよりはかに方法はな

判は食けたけれども、一旦赤紙を張つたその事実は解く道がない。高松へ行けば、松山の裁判所でそういう代執行をしたのだから、松山の裁判所へ言うて行けというのでございます。松山へ行けば、こつちにもう裁判は終つたのだ、高松へ行つておるのだから、こつちにもうすでになすべきことは全部終つた。しかし、あなたが赤紙を張つたと同様に、代執行停止の仮処分をしたのだ、高松では解いてくれないから、あなたが解いてくださいという、いや、そういうことはできないのだといつて、一旦代執行停止の仮処分をした

ましては、ただいま御説明になりました点の、新しい解決方法というものを、出してはおりません。これは、私の考えでは、行政事件訴訟特例法の問題に、現在の法律の体系では移る、かように考えるわけでございます。すなわち、ただいまお話がありましたような、行政庁の執行停止処分を裁判所がいたしたわけでありまして、それを解除する道がなければ、この問題の解決はつかない、こういうことになるわけであります。そこでこの解除する方法としては、これは現在の行政事件訴訟特例法の第十条で、行政庁における反

○村瀬委員　大橋法務総裁も、そのようなことを言つたのであります。それは総理大臣がやることでありまして、ただそのAなる者の道のかどの一軒のところ、総理大臣がこれは公共の福祉の一部だからといつて、なか／＼命令は裁判所に出してくれないのであります。そういうことを、かつていろいろやつてみたのでありますが、どうすることもできない。せつかくここに土地区画整理法という大法典を出して、公共施設の整理改善及び宅地の利用の増進をはかると銘打つたのでありますから、これは提案理由の通り、円満に実

対の訴訟提起、つまり行政処分への執行停止を裁判所が処分決定をします場合におきまして、さらにそれに対する行政庁側としての異議申立てを許しております。つまり公共の福祉をどうしても保持するために、その執行停止処分はちよつと待つてもらわなければならぬ、こういう立場に立つ理由の訴訟提起を行政庁側に許してあるわけであり、これを申し立てることによつて、この執行停止処分の解除を求めるよりほかに方法がない、かように考えるわけであります。ただし、それにもかかわらず、裁判所がそれを受けけなかつた場合におきましては、これは結局裁判所の認定行為そのものに對する考え方を改めて行くよりほかに方法がないわけでありまして、まず手段としましては、そういう法律的手段をもつてこれに對して争う。公共の福祉上どうしても執行停止処分は困るといふことをもつて裁判所に訴え、それを決定し、そして実行に移す、こう

これはそうではありません。あの代執行停止の仮処分は、別に陪審も何もおらないで、法廷を開くことなしに、ばつと間髪を入れずやれば——家は大工がもう来ているときでありますから、電話か何かで代執行をびしやつと食うのであります。そのときに裁判も何も、両方の言い分も聞いておらないのであります。例をとれば、そのカバンに赤紙を張つた、裁判をやつてみた、これはやはりAのものだつた。Bが異議申立てをやつてみたけれども、やはりこのカバンはAのものだという判決は下した。下したけれども、一旦張つた赤紙は取除く方法がない。そんな不合理が、しかも都市計画の土地、宅地の造成にあつては許されるべきことではない。従つて、今まで法律をつくらないのなら、それでもいいのでありますけれども、こうやつて土地区画整理の大法典をつくらうとするときには、こんな見ええした不合理は、何らかの防除する措置を講ずる必要は当然あると思うのであります。その点に對して、何かお考えはお持ちはないか、のでございませう。

○渋谷政府委員 この点は、なお、十分私どもそれに対する対策、用意等につきましても法律上の諸手續について、研究の必要があると思ひますが、当面私どもの考えておりますところでは、先ほどの答を繰返すようではありますけれども、やはり行政事件訴訟特例法の解釈によつて運用するよりほかに、方法がないのではないかというふうに考えられるわけでありませう。しかし、結局ただいま御質問の点から申しますれば、どうしても土地区画整理事業は公共の福祉のためにやらなければならぬのである、行政庁としては、そういう判断のもとに処分決定をし、それによつて直接執行に訴えた。その公共の福祉という立場に立つてやる事業に對して、裁判所が公共的な判断をいかして下さるかというところに、問題がかかつてゐるわけでありませう。執行停止処分をしたものを解くのは、結局裁判所が自分の権限で行つたことを自分の権限で取消すか、あるいは行政庁が内閣総理大臣の申立てをそのまゝ受けるか、どちらか一つだ。こういうことになつて来るのではないかというふうに思ひます。

○村瀬委員 大体もう結論に來たようでありませうから、そこで申しますが、行政関係の特例法よりほかに違ひがない。ところが、従来の例によりまして、一個人の店舗の移転などについて、総理大臣が直接その権限をもつて特例法を發令するようになつたのは、全然窓口で受付けてくれなかつたのであります。ところが、こうやつて今度いよいよこういう新たな大法典をつくるにあつて、そういう場合も想定される。であるから、従来は総理大臣がこの特例法の發令をするというところは、実に公共のゆゆしき大問題の場合に限つて、その例もたゞ／＼ないのであるけれども、この土地区画整理法に關係する部分は、総理大臣は頻りにこの特例法を發令するというふうに協議がまゝとまつたという御答であるならば、われ／＼は安心するものであります。その点はどうかでありませう。また今までの点まだ押し詰めてないといふならば、この法案を通すにあつて、こういう盲点があるのだが、この土地区画整理法の施行にあつては、

今までは例がないことであるけれども、総理大臣がたゞ一個人の三十坪の宅地に對してでも、なおかつこの特例法の公共の福祉というものの適用を發動してもらふという申合せを、これからでもなさるおつもりがあるか。それすれば、たゞい明文には書かなくて、この土地区画整理法を運用して實際の被害をなくし、都市計画をやつて行く上に非常に画期的な一つの転期が來ると思ひます。それでなければ、やはり始めてみてもそういう問題が至るところに起つて、一箇所そういうところから起りますと、その区画はもうどうもできぬのであります。二年も三年もじつとしておられなければならぬ。じつとしておることによつて、非常に利益を受ける者と、全然住むところ、営業の場所を失つて泣くにも泣けない、しかも訴える道のない、訴える相手のないような事態にも立ち至る者があつたと思ひますが、これらに對し、今までのうちに交渉をしたとか、あるいは今まではしてないが、これからは総理大臣の行政関係の特例法の發令を土地区画整理に關する限り頻りにやつてもらふように、これから打合せをするという御意思があるかどうか承つておきたいのであります。

○渋谷政府委員 この点につきましても、まだ法務省その他行政事件訴訟特例法の運用を担当しておる関係当局と、十分な打合せはいたしておりましたが、ただいま御指摘もありましたところでございます。十分打合せをいたして、新法の施行の機会にぜひさうな御趣意に沿うような方向に運びたい、かように考えております。ただ從來と違つております点は、土地区画整理事業の公共性の性格について、從來はやや宅地の利用増進という個人の利益を中心として考へておつたわけでございますが、今回の法案の土地区画整理事業の目的としては、宅地の利用増進とあわせて、公共施設の整備改善といふことを目的にうたつておるのであります。従前もさうな実例がなかつたわけではございませうが、しかしさうなことを法文に明文化いたしました関係も織りまぜまして、これに對する公共の福祉上の事業としての、お話のごとき場合における内閣総理大臣の権限の發動を、ぜひさうな形に於いて理由づけるといふことを、関係当局と話し合つて、御趣意に沿うような形に持つて参りたいと思ひます。

○村瀬委員 この問題は、必ず本土地区画整理法案を實施するにあたり、突き當る問題でありますので、私は特に重要視してゐるのであります。本日は今までの御答弁では、まだ明快な解決には到達してゐないと思ひますが、したが、特に当局の善処を要望いたしました、なおその後の経過等も後日お尋ねをしてから、本法案の最後の可否を決することにしたと思ひます。次に、この法案の五つの要点をお述べになつてゐるのであります。なかに、今後将来の宅地に対する示唆の深いものであり、また本法案の唯一の特色といふか、白眉ともいふべきものは、宅地の立体化を考へ出した点にあると思ひます。一定規模以下の過小宅地または関係権利者の同意があつた宅地について、換地にかえて建築物の一部を与えるようにしたことであり、また土地の共有持分をきめると

いうことを考へ出したこと、これは、この過小宅地の整理の問題にあつて、当委員会におきましていろいろ／＼長い議論をして参つたのに対して、一つの結論を出されたと思へるものであります。しかしこの九十三条に書かれております宅地の立体化といふことだけで、從來大きく問題となつておりました過小宅地その他の宅地問題は解決ができるものであるかどうか。かつて当委員会では、ある一団の宅地の三分の二までの承諾があれば、三分の一は強権を發動してもよいではないか、そうでもしなければ宅地問題は解決をしないといふ、農地改革にも匹敵するような思想をもつて、今日の都市の宅地の改革に乗り出してはどうかという議論も幾度か聞かされたのであります。結論に到達せず今日に至つたのであります。その一つの現われとして、ここに宅地の立体化を考へ出したのであります。これが運用について、従来の問題がどの程度解決されるおつもりであるか、承つておきたい。

○渋谷政府委員 宅地の立体化の問題につきましても、前々から当委員会でもこの点に關する御意見がございまして、今回の法律案のこれに對する考へ方は、ひつきやうするに、権利者の同意があつた場合において、この立体化の方法をとる。こういう考へ方に立つてゐるのであります。その点につきましても、権利者の意思いかにかかわらず、強権的に發動し得るという点も考へられないわけではございませうが、しかしいづれにいたしましても、宅地問題に對する新しい解決方法といふことでありますので、やや慎重のき

理事業の公共性の性格について、從來はやや宅地の利用増進という個人の利益を中心として考へておつたわけでございますが、今回の法案の土地区画整理事業の目的としては、宅地の利用増進とあわせて、公共施設の整備改善といふことを目的にうたつておるのであります。従前もさうな実例がなかつたわけではございませうが、しかしさうなことを法文に明文化いたしました関係も織りまぜまして、これに對する公共の福祉上の事業としての、お話のごとき場合における内閣総理大臣の権限の發動を、ぜひさうな形に於いて理由づけるといふことを、関係当局と話し合つて、御趣意に沿うような形に持つて参りたいと思ひます。

○村瀬委員 この問題は、必ず本土地区画整理法案を實施するにあたり、突き當る問題でありますので、私は特に重要視してゐるのであります。本日は今までの御答弁では、まだ明快な解決には到達してゐないと思ひますが、したが、特に当局の善処を要望いたしました、なおその後の経過等も後日お尋ねをしてから、本法案の最後の可否を決することにしたと思ひます。次に、この法案の五つの要点をお述べになつてゐるのであります。なかに、今後将来の宅地に対する示唆の深いものであり、また本法案の唯一の特色といふか、白眉ともいふべきものは、宅地の立体化を考へ出した点にあると思ひます。一定規模以下の過小宅地または関係権利者の同意があつた宅地について、換地にかえて建築物の一部を与えるようにしたことであり、また土地の共有持分をきめると

いうことを考へ出したこと、これは、この過小宅地の整理の問題にあつて、当委員会におきましていろいろ／＼長い議論をして参つたのに対して、一つの結論を出されたと思へるものであります。しかしこの九十三条に書かれております宅地の立体化といふことだけで、從來大きく問題となつておりました過小宅地その他の宅地問題は解決ができるものであるかどうか。かつて当委員会では、ある一団の宅地の三分の二までの承諾があれば、三分の一は強権を發動してもよいではないか、そうでもしなければ宅地問題は解決をしないといふ、農地改革にも匹敵するような思想をもつて、今日の都市の宅地の改革に乗り出してはどうかという議論も幾度か聞かされたのであります。結論に到達せず今日に至つたのであります。その一つの現われとして、ここに宅地の立体化を考へ出したのであります。これが運用について、従来の問題がどの程度解決されるおつもりであるか、承つておきたい。

○渋谷政府委員 宅地の立体化の問題につきましても、前々から当委員会でもこの点に關する御意見がございまして、今回の法律案のこれに對する考へ方は、ひつきやうするに、権利者の同意があつた場合において、この立体化の方法をとる。こういう考へ方に立つてゐるのであります。その点につきましても、権利者の意思いかにかかわらず、強権的に發動し得るという点も考へられないわけではございませうが、しかしいづれにいたしましても、宅地問題に對する新しい解決方法といふことでありますので、やや慎重のき

いうことを考へ出したこと、これは、この過小宅地の整理の問題にあつて、当委員会におきましていろいろ／＼長い議論をして参つたのに対して、一つの結論を出されたと思へるものであります。しかしこの九十三条に書かれております宅地の立体化といふことだけで、從來大きく問題となつておりました過小宅地その他の宅地問題は解決ができるものであるかどうか。かつて当委員会では、ある一団の宅地の三分の二までの承諾があれば、三分の一は強権を發動してもよいではないか、そうでもしなければ宅地問題は解決をしないといふ、農地改革にも匹敵するような思想をもつて、今日の都市の宅地の改革に乗り出してはどうかという議論も幾度か聞かされたのであります。結論に到達せず今日に至つたのであります。その一つの現われとして、ここに宅地の立体化を考へ出したのであります。これが運用について、従来の問題がどの程度解決されるおつもりであるか、承つておきたい。

○渋谷政府委員 宅地の立体化の問題につきましても、前々から当委員会でもこの点に關する御意見がございまして、今回の法律案のこれに對する考へ方は、ひつきやうするに、権利者の同意があつた場合において、この立体化の方法をとる。こういう考へ方に立つてゐるのであります。その点につきましても、権利者の意思いかにかかわらず、強権的に發動し得るという点も考へられないわけではございませうが、しかしいづれにいたしましても、宅地問題に對する新しい解決方法といふことでありますので、やや慎重のき

いうことを考へ出したこと、これは、この過小宅地の整理の問題にあつて、当委員会におきましていろいろ／＼長い議論をして参つたのに対して、一つの結論を出されたと思へるものであります。しかしこの九十三条に書かれております宅地の立体化といふことだけで、從來大きく問題となつておりました過小宅地その他の宅地問題は解決ができるものであるかどうか。かつて当委員会では、ある一団の宅地の三分の二までの承諾があれば、三分の一は強権を發動してもよいではないか、そうでもしなければ宅地問題は解決をしないといふ、農地改革にも匹敵するような思想をもつて、今日の都市の宅地の改革に乗り出してはどうかという議論も幾度か聞かされたのであります。結論に到達せず今日に至つたのであります。その一つの現われとして、ここに宅地の立体化を考へ出したのであります。これが運用について、従来の問題がどの程度解決されるおつもりであるか、承つておきたい。

長とお話ねいたしたのでありますが、そういうことを起さないで、最初から得心さす意味で、三分の二の三分の二がいいのだというならば、私はそれでけっこうだと思ふのであります。先ほど私が申し上げた代執行云々のトラブルの問題と、第三十四条の二項とは何か関係があるかどうか。関係がないものならば、私は三分の二の過半数でいいと思います。関係があつてそれだけあとのトラブルを防ぐ効果があるのなら、三分の二の三分の二でも、あるいは四分の三でも、どのようにきょうくつにおきめになつてもけっこうですが、その点を伺ひたいします。

○渡江政府委員　三十四条の二項の議決方式の特例でございますが、これは特別議決事項として、二項に掲げてございますように事業計画の変更、定款

の変更——会社の場合で申しますれば、会社の定款の変更のごとき場合を一応予定しておるわけでございます。従つて、さういふ意味におきまして、先ほどお話がございました直接執行の問題点となる事業計画の内容についての特別議決方式を予定しておるわけでございまして、さういふ点からいたしまして、紛争解決の方法においては、この特別議決方式が、お話のようにある限度の、つまり保証と申しますか、さういふ働きをするのではないかとさういふに考えております。

○村瀬委員 そういたしますと、私が先ほど少し長きに失するほどお尋ねいたしましたあの代執行のようなことがまた起るのかどうか。裁判との関係は、結局その淵源はこの第二項から生ずるのでございませう。すなわち三分の二出席して三分の二で決定した場合に、出席しておらない三分の一が、あるいはそのときに反対を唱えた三分の一の者が、代執行とか裁判とかを起す、さういふふうになるのございませう。

○松江政府委員 結局これは裁判所の判断資料ということに考えるよりほか方法がないと思ひます。三分の一の反対議決側の立場の人が執行停止処分を申し立てる、それに対する三分の二の議決によつて換地処分なり換地処分の計画が決定されたという理由で対抗する、さういふことに一応想定されるわけでございませう。これはやはり先ほど申し上げました行政事件訴訟特例法の公共の福祉を、この特別議決方式をとつたという理由を裏づけにして主張する一つの条件と申しますか、材料にはなるかと存じますが、お話のよう

に、これをもつてただちにいわゆる執行停止処分の対抗条件として十分なものであるといふに今割切るといふことは、いかかと思ひます。

○村瀬委員 私のお尋ねいたしましたのは、今の御答弁も非常に大事でありまして、非常に参考になつたのであります。実はさういふ意味ではないのであります。私のお尋ねいたしましたのと違つた御答弁でありましたが、しかしこの審議の上には、非常に大事な御答弁であります。ところが私が実際お尋ねいたしましたのは、たとえ代執行とか、この土地整理の運用にあたつて異議を申し立てて来る、この運用に承服をしない者の生ずる原因は、この三十四条の二項の決議のみに基くか、そのほかの場合にもさういふことが起るのか、その点を伺つたのであります。この三十四条の二項の特別議決だけが一つの原因となつて、いろいろ土地整理に異議を申し立てる、裁判をする者等ができるのであるか、あるいはこの三十四条の二項よりほかの議決その他の理由によつても、いろいろ裁判をしたり、せなければならぬことが起るのであるかどうかという点をお尋ねしたのであります。

○松江政府委員 御質問の趣意が、まだ十分のみ込めておりませんが、この特別議決事項以外についても、異議申立ての場合には起り得ると存じます。

○村瀬委員 それはさういふ場合でございませうか。大体この三分の二の三分の二以外で、何か重大な異議の申立てをするような議決をする場合が、ほかにもあるのございませうか。

○松江政府委員 三十四条の特別議決事項以外の部分で、問題になり得る場合を二応想定してみますと、三十一條の第一項の六号に賦課金の額と徴収方法という問題がございしますが、これは必ずしも特別議決事項になつておりません。もう一つは仮換地の指定でございしますが、これは換地計画の上の一つの普通議決事項に取扱つておることになつておりますので、これに対しても異議申立ての場合に起り得る。

○村瀬委員 第何条ですか。

○松江政府委員 三十一條の八号に、仮換地指定という總會の権限にまかされておる事項がございしますが、これと三十四條の二項と対比していただきますと、これは特別議決事項に入れておられません。さういふ関係で異議申立ての場合が考えられるわけでありませう。

○村瀬委員 事態が非常に明らかになつて参りました。さういふ大法典をつくつても容易なことではないといふことが出て参つたわけでありませう。これはなるほど總會の議決を経るのであります。それから、總會の過半数で定める仮換地については、百人のうち四十九人が不服であつても、五十一人が賛成であれば、それで一応強行してしまふことになるわけでありませう。さうすると、また至るところに裁判が起つて参ることになる。この仮換地を、非常に堅く見られますけれども、仮換地で、大体そこにバラツクを建てて、あるいは半永久的なものを建てて、営業を始めるのございまして、仮換地においてこそ異議が申し立てられまふ。本換地——仮換地に対して本換地といふことは言葉にありませんけれども、さういふことよりも、一番問題になるのは仮換地でありませう。ところが仮換地は三分の二の三分の二もやらないで、最初から頭から二分の一をやつてしまふといふことになる、これはトラブルを生ずる余地がはなはだ多いと思ひますが、仮換地は何ゆゑさう軽くお認めになりましたか。

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理 前席〕

○松江政府委員 この特別議決事項の対象に仮換地の指定を入れませんでしたのは、他のいわゆる組合組織あるいは会社組織等における組合員あるいは株主、組合總會あるいは株主總會における特別事項等の関係等にもらみ合せまして、やはり特別議決事項の範囲というものは、おのずからさういふ他の法律体系との関係において考えなければならぬといふ考え方に立つて案をつくつたのであります。さういふわけで、ここに書いてあることは、重要な事業計画ないしは組合の定款あるいはその組織、それらその存続という問題に関する事項だけに限定しておるわけでありませう。なるほど仮換地の指定が重要な事業計画の一つの前提処分として重要な意義を持つといふことは、お話の通りに、実体上さういふことになつておると思ひます。ただこの不服申立てにいたしましたけれども、先ほどの問題に立ち返るようございませうが、行政事件訴訟特例法の規定として、やはり違法な処分を一つの問題にいたして申立ての理由を取扱つておるわけでありまして、さういふ観点からいたしまして、単なる五十一対四十九というその議決の方法においてのみ、不服申立ての処分が受理されるという形には、必ずしもなつて参らないといふふうに考えるわけでありませう。

○村瀬委員 かけ足で行きます。一応問題点を示して、また時間があればあとでひとつそのとどめをつけたいと思ひるのであります。

今の問題と三十六條の二項の問題、いわゆる百人以上の組合の場合には、總會にかつて總會でやるというのであります。さういふ点からいいますと、全體が總會に出で議決した場合の過半数では、仮換地について将来かなりの問題が残ると思ひます。たいてい百人を越えるのであつて、小さいなかの町でも、何千人もの関係者がおるわけですが、二千人も関係者がおるわけですが、さういふと、借地権と所有権とでその倍になりまして、その十分の一といふと相當な数にもなるわけでありませう。ところが、それが五十人以上であればよいといふことになつておるわけですが、さういふと、何千人の場合でも、五十人あればこの仮換地は總會にかつて決定をせしめることができ、さういふ意味でございませうか。

○松江政府委員 御質問の通りであります。

○村瀬委員 そこにまた最初申し上げた裁判された起る余地があると思ひます。同時に、これは法文の形式といひましたのは、「組合員の総数の十分の一を下らない範圍内において」とありますが、今私の申しした理由からいへば、数が多いほどよいといふことになるわけでありませう。一方また運用の面からいいますと、五十人以上でよいと言つておるのに、一方十分の一を下らないといふと、その間の矛盾というか、運用上二千人の場合は四百人でもよいが五十人でもよいことになるのでありまして、法文の形式として、これはどうかといふような点も考えられま

すが、これは大した問題ではありませ
ん、問題は五十人ぐらいで何千人もの
仮換地の計画を決定してしまふところ
にあるのであつて、実際にさあ仕事を
やるうといふときになつて、あそここ
もここにもトラブルが起る余地は、こ
ういふところから出て来るのではない
かといふ点を指摘いたしておきたいの
であります。

第三十八条の二項と五十八条の三項
とは、非常に関連したものでありま
す、これも菊川委員がこの前詳細にお
たつてお尋ねなすつたものでありま
して、借家権を尊重する手段が非常に微
温過ぎる、もつとはつきりさせる方法
はないかといふのであります。これは
菊川委員がすいぶん詳しく質問してお
ります。そこで五十八条の三項には、
学識経験者の中に入れることになりま
す、正確にはその関係はどうなるの
でありますか。学識経験者を入れてお
けば、それで借家権が尊重されるとい
ふことの因果関係はどういふふうにな
つておるかといふ点であります、立
案の方針を承つておきたいと思いま
す。

○茨江政府委員 この前の菊川委員か
らの御質問の際に、この中立委員の選
考方法とあわせて借家権者の保護の問
題があつて、考え方、運用上の問題が
残されておるのではないかと、このこ
を申し上げたわけであります。もちろ
ん学識経験者から選任される委員でござ
います、必ずしも借家権者の利益
代表としての学識経験者といふこと
を、はつきりこの立案過程において考
へたわけでもございません。しかし
わゆる地区内の所有権者あるいは借
地権者の立場以外の利害関係がある程

度代表する場合に、あるいは区画整理
事業についていわゆる経験者、熟練者
を求める場合、さうな場合を一応想
定しておるのでございまして、さう
な考え方の中におのずから学識経験者
を持つ中立委員の立場において、この前
菊川委員からお話のございました借地
権法の一つの場合も考えられるのでは
ないかといふふうに申し上げたのでご
ざいます。

○村瀬委員 問題をはつきりと解決す
る時間がありせんから、次に進みま
すが、もう二点お尋ねをして終りま
す。

五十八条の七項から九項まであり
ます。いわゆるリコール、それ／＼そ
れらの者の選挙にかかる委員の改選を
するといふことになりますと、これは
各グループごとに全部やつてしまふと
いうわけでありま。第九項には、予備
委員もその地位を同時に失う、こうい
うことでありますが、せつかくこうい
う不正を防止するためのリコール制を
おきまして、各グループの全部をや
つてしまふといふのでありますから、
甲と乙とは自分の親戚や自分の土地を
四つかど持つて来て非常に目に見え
た不都合をやる。甲と乙とは何とかや
めさせたいが、それをやめさせるに
は、甲以下二十人を全部やめさせなけ
ればならない、こういふことになりま
す、せつかくのリコールの制度も
運用はなか／＼困難である。甲と乙と
は確かに衆目の見るところ不都合千万
なやつであるが、しかし他の十八名が
そのためにやめさせられてはかなわな
い、こういふことにもなると思ふので
あります。もちろんこの第九項に予備
委員も全部地位を失ふとあります点の

意味は、われ／＼にもよくわかるので
ありまして、それではその甲と乙との
予備委員が自分かひとつ本委員になろ
う、そこで理由のいかにいかかわら
ず、ひとつ無理に甲と乙とをけ落して
やろう、そうすれば自分が、予備委員
が上へ上つて行けるからといふので、
リコールを濫用することも、なるほど
御心配になる意味はあると思ふのであ
ります。しかし、それはやはり大衆が
見ておるのでありますから、予備委員
のいわゆる謀略並びに野心から、正し
い者をリコールに追い込むといふよう
な例はきわめてまれなものでないか。
またさういふことは何らかのことに法
文を挿入するか、それとも他の方法で
防げるのではないか。そうすれば、グ
ループごとに全部やめさせてしまふと
いう制度でなくとも、目に余る悪い極
端な委員をリコールするといふ道を講
じておかねば、せつかくのリコール制
度はただ名ばかりであつて運用ができ
ないのではないかと、いふことも考えら
れるのであります、政府の御答弁を
承りたいのであります。

○茨江政府委員 お話の点、まことに
ごもつともなところもございます。た
だ立案者といひましては、やはりた
だいまお話がございましたように、予
備委員の策謀と申しますか、謀略によ
つて一部の委員と交代せんがための一
つのリコールの濫用といふものをむし
る防ぐ意味におきまして、グループご
との全員改選という方向にまで持ち込
むことが、結局さういふ方法を防ぐ手
段ではないかといふふうにお考えを立
案いたしましたわけであります。

○村瀬委員 私は予備委員の野望を想
定をして、それがために全体の条文が

死んでしまふようなことは、これはあ
まり小心過ぎるのではないか、かよう
に考えるのでございまして、政府の方
でもひとつよろしくお考えおき願ひた
い。

その次は六十九条であります。全般
的に見て、七十四条とか六十六条で
は、建設大臣、都道府県知事及び市町
村長といふものを全部並べて書いて対
等に扱つておるのに、六十九条におい
てのみ、建設大臣を特別扱いをする理
由はどこにあるのか。ちよつと見下し
ただけでは意味がわからぬのでありま
すが、特に第六十九条の十項におきま
して「建設大臣が施行する土地区画整
理事業については、建設大臣は、第一
項から第五項まで（前項において準用
する場合を含む。）の規定に準じ、政令
で定めるところにより、施行規程及び
事業計画を定め、云々」とあるもので
あります、都道府県知事、市町村長等
はちやんと二週間公衆の縦覧に供さねば
ならないと条文に明記してあります
のに、建設大臣の場合は政令でかつて
にきめてしまふ。なるほど一項から五
項までに準ずるとは書いてあります。
政令にゆだねるといふのはどういふ意
味なのであります。せつかくちやんと
ここに法律ができるのであります。わ
れがちやんとここで審議をして、はつ
きりといふ重大な縦覧期間、その
他個人の私権と関係のあるものは、当
然法文の中に明記しておくべきである
と思ひますが、どういふ意味でありま
すか。

○茨江政府委員 六十九条は、行政長
が土地区画整理を行う場合における、
いわゆる行政長が施行者である場合に

おける施行規程、事業計画の決定、変
更の手續を規定したのであります。建
設大臣につきまして、十項に特別規
定を置いたやうなことになるのであ
ります、しかし、知事あるいは市町村長
が施行者である場合と、本質的に違つ
た手續規定を考へておるわけではござ
いせん。ただここに「政令で定める
ところにより」といふ条件をつけまし
て、一項から五項までを準用するとい
ふことになつてしまつたのは、建設大臣
のみならず施行者である場合におきま
しては、公衆の縦覧あるいは利害関係
者の意見の審査、これらにつきまして
は、それ／＼事業の施行地区に關係あ
る地元の市町村長あるいは知事等に、
かような手續の方法をそれ／＼ゆだね
るという場合を一応考へておられます
で、さうな点におきまして、規定に
一項から五項の規定に準ずるといふ方
式と、政令で定めるといふ方法を規定
してあるわけがございまして、本質的
な手續上の規定を建設大臣がまかせる
といふ考へ方を持つておるわけではご
ざいせん。

○村瀬委員 もう時間がたいへん遅く
なりましたので、これで私は最後の質
問といたします。今の御答弁について
も、私はそれなら第六十九条にも、冒
頭に「建設大臣」と入れれば、それで
全部片づくのではないかと思ひます
が、それはあとに譲りまして、七十五
ペーの第七十六条の三項の終りの方に
「この場合において、これらの条件
は、当該許可を受けた者に不当な義務
を課するものであつてはならない」と
あります、この「不当な義務」とは何
をさすか、また不当なりやいなや、何
人が判断するのか。法文となります

上は、明確にしておかねばなりません。道徳規定ではあつてもなくともいいということになるのであります。で、ここに法律となる以上は、不当な義務を課するものであつてはならないという意味を明確にせねば、いや不当だ、不当でないという水かけ論では、法文を置く理由はありません。またその不当だということを、だれが判断するのかという点が一点であります。

それから非常に時間をとつて恐縮でありますから、一ぺんに申し上げますが、七十六条の五項のつと終りの方に「都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨をあらかじめ公告しなければならぬ。」の「あらかじめ」とは、一体どうやつたらいいのであります。期間が前日でもよいのか、時間が一時間でもよいのか。これも法文としては「あらかじめ」というのでは、私は運用にあつて、またいろいろ議論が生ずると思ふのであります。あるいは第七十七条第四項の終りから二行目に「この場合においては、相当の期間を定め」とありますが、「相当」とは幾らであるか、だれが判断するのかという点、それから七十八条の二項は違反建築物だということでありませうけれども、この点について、条文の運用をはつきりしていただきたい。

最後には、減価償還金の第九九条に「宅地の価額の総額が土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額より減少した場合においては、云々とあるのであります。それはある市なら市、それを四つにわければ、その四つの区なら区の全体の宅地の価額が減少

するといふようなことがあり得るわけのものではないと思ふのであります。もつともこの法律によると保留地をとることができるとなつておるのでありまして、公共用地上に取上げる土地の面積にもよるかも知れませんけれども、しかし坪当り単価の下るといふことは、これは区画整理によつて絶対的に起ることはないであります。そういたしますと、その宅地価額の総額といふことは何の総額であるか、区画整理した結果出る各宅地の何十坪、何万坪の総額であるか。それを一々評価するといつても、時価によるのか、何によるのか。競売でもしてみなければわからないのであります。この減価償還金の点は、運用の上において非常に疑義があると思ふのであります。

以上、私の質問はこれだけであります。なお、私はこれで終わりますが、これからあなたがなさうとする御答弁も、必ずしも全部の満足を得るかどうかかわらないし、今まで御答弁なさつたことについても、全部了解したものでないことをつけ加えて、本日は私はこの程度にして打ち切ります。

○渡江政府委員 まず第一点のお尋ねは、七十六条の第三項の最後に書いてございませう、不当な義務を課する条件をつけてはいけないう点でございませう。これは逐条説明の際にも申し上げたかと思ひますが、たとへて言いますれば、施行者が無条件立ちのき等を課するやうな場合を言つておるのであるのではありません。これを大体想定しておるのではありません。この判定は、もちろん施行者がまずもつて条件をつけ

た場合、その最終的判定はどうなるかといふことになります。これは他の違法処分と申しますか、この法律に基く処分行為に対する訴訟、それに対する裁判所の認定、こういう問題が当然予想されますので、さうな場合における、不当な義務を課した条件であるかどうかといふことの争いがあつた場合の判定は、裁判所によつて認定されるといふふうに考えております。

次は第七十六条第五項に規定いたしました「あらかじめ公告しなければならぬ」といふ点でございませうが、これは字句をいたしましては、その前に書いてございませう、「相当の期限を定めて」「あらかじめ公告しなければならぬ」といふことになりませう。従つてその際における「相当の期限」といふ問題にかかるわけでございませう。これは法文の趣意から申しますれば、これらの原状回復、移転、除却等の実行に要する期限といふものを大体想定しなければならぬといふふうに考えます。これが「相当の期限」の運用であらうかと考えます。

○村瀬委員 実行に要する期限は、実行する人によつて非常に違ふのです。が、どういふ標準がありますか。

○渡江政府委員 それは堅牢建築物の場合でありますとか、あるいは建物の規模でございませうとか、それらの事情によつておのづから個々の場合に違ふと思ひますけれども、そういう全般的な一つの解釈運用としては、それらの工作物を除却、移転するに必要な相当の期限といふことに考えておるのであります。その点は第七十七条の第四項についても同様の趣意と考えております。

次に、七十八条の二項の点について、もう少し御質問の趣意を聞かしていただきたいと存じます。

最後の減価償還金の問題でございませう。減価償還金につきましては、これも申し上げたかと存じますが、土地区画整理事業の方法として、通例の場合においては、いわゆる宅地の価額の総額が従前の宅地の価額の総額より落ちるという場合は、普通考えられないわけでありませう。しかし、駅前広場をとります場合とか、あるいは広幅員の街路を計画として入れるとか、さうな公共施設の用地を大幅にとらなければならぬといふやうな場合におきましては、個々の宅地の価額はさつたけれども、宅地総額の上においては減つたといふ場合が考えられると思ひます。

かような場合における個々の宅地の評価につきましては、これは評価員制度をこの法案の中に考えておりますので、この評価員の評価によつてできるだけ公正な基準によつて評価をする、こういう考え方であります。

○瀬戸山委員長代理 両案に關しまする残余の質疑は次会にいたします。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

第七号中正誤

頁 段 行 誤 正

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

一 一 三 九戸高原開 削るべきの

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局